

令和3年8月3日
八尾市

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の一部改正に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」の提出について、令和3年9月1日から変更となります。具体的な内容は次のとおりです。

記

- 1 対象
 - ・公共工事等の契約については、契約書の作成により契約を締結する契約相手方及びその下請負人等から誓約書を提出していただきます。
 - ・売払い等の契約については、全ての契約相手方から誓約書を提出していただきます。
- 2 様式 別紙（元請用、下請用、売払い等用）
- 3 誓約書の提出
 - ・公共工事等の契約については、原則、事後審査型条件付一般競争入札は入札参加資格審査時に、その他の入札及び随意契約は、契約締結時に誓約書を市に提出してください。
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を契約相手方を通じて市へ提出してください。詳しくはFAQをご覧ください。
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - ・契約相手方が暴力団員及び暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して違約金を徴収します。
 - ・公共工事の契約については、市の入札参加資格を有する契約相手方及び下請負人等は、一定期間、入札等排除措置を行い公表します。また、下請負人等で市の入札参加資格を有しない場合は、一定期間、公表します。
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - ・誓約書を提出しない契約相手方とは、契約を締結しません。市の入札参加資格を有する公共工事等の契約相手方及び下請負人等に対しては、八尾市入札参加停止要綱に基づく措置を行います。

なお、誓約書の提出等に関する詳細については、FAQをご覧ください。

（公共工事等の定義について）

Q1 公共工事等とは何ですか。

A1 公共工事等とは、八尾市暴力団排除条例（八尾市条例第20号）第2条第5号に規定される「建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち市が発注するもの及び市が行う財産の買入れ、売払い、貸付け等」をいいます。

（誓約書を提出する目的）

Q2 誓約書の提出を求める目的は何ですか。

A2 誓約書は、八尾市暴力団排除条例（八尾市条例第20号）第8条第2項に基づき、公共工事等からの暴力団の排除に関する措置を講ずるため、契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めることになっています。

誓約書には、大阪府警察本部へ提出されることへの同意や暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表への同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことを目的としています。

（誓約書の提出範囲）

Q3 公共工事等の契約における誓約書の提出は、元請負人だけでなく、下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）についても必要なのでしょうか。

また、売払い等の契約における誓約書も、提出が必要なのでしょうか。

A3 公共工事等の契約（工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサル等）を対象として、全ての元請負人及び下請負人等からの誓約書の提出が必要です。特に資材業者、警備業者、運搬業者、測量業者についても提出が必要ですのでご注意ください。

ただし、契約書の作成を省略する契約（八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第119条第1項第1号に掲げるもの）では、誓約書の提出を省略することができます。

また、売払い等の契約については、全ての契約が対象となります。

（誓約書の押印）

Q4 誓約書に押す印鑑は会社印でよいのでしょうか。

A4 誓約書に押す印鑑は、契約書、請書等に使用する印鑑を押印するようにしてください。なお、受任者がいる場合は、受任者名を記載し、本市に届けている使用印を押印してください。

(下請負人等の提出時期)

Q5 公共工事等の契約における下請契約等に係る誓約書は、下請契約締結の都度に提出ということによいのか。特に締結後、何日以内に提出ということはないのでしょうか。

A5 下請負人等の誓約書は、元請負人が下請負人と下請契約等を締結する場合に徴収し、元請人は速やかに本市へ提出しなければなりません。

なお、元請負人は、下請負人等が誓約書を提出しない場合は、暴力団の関与も考えられるため、当該下請契約を締結しないようにしてください。

(売払い等の契約における誓約書の提出時期)

Q6 誓約書を提出する時期はいつですか。

A6 不動産の売払い及び貸付けの契約で入札を行う場合は、入札参加受付時に全ての参加者から誓約書を提出していただき、随意契約については、売払申込時又は借受申請時に誓約書を提出していただきます。

(単価契約の誓約書の提出)

Q7 単価契約の場合も、誓約書を提出する必要があるのですか。

A7 単価契約については、予算総価額(単価×予定数量)に関わらず、全ての契約が対象となります。

(下請負人等が暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー)

Q8 下請負人等が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのか。

A8 下請負人等が誓約書に違反(暴力団密接関係者と判明)した場合は、当該下請契約等を解除しなければなりません。この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただ、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すこととなります。

当該下請負人等との契約解除については、本市が元請負人に下請負人等との契約解除を指導し、元請負人が指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。

指導を受けた際にスムーズに下請契約等を解除できるように、下請契約等を締結するときは、本市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

(下請負人等の誓約書の不提出とペナルティー)

Q9 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

A9 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するよう指導し、提出しない場合は、誓約書の提出先へ報告をお願いします。

必要な指導や報告を行っていただければ、入札等排除措置に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠るなどの場合には、入札等排除措置を受ける事があります。